

灯油用ポリエチレンかんの試験確認に係る業務規程

平成4年6月1日

改正 平成11年10月19日危保規程第13号

改正 平成20年 6月18日危保規程第 6号

全面改正 平成28年 6月17日危保規第第 9号

第1条 目的

この規程は、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物のうち、第四類第二石油類である灯油を収納し、運搬の用に供する容器として用いられる灯油用ポリエチレンかんについて、申請者の申請に基づき、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が灯油用ポリエチレンかんの品質管理並びに性能試験の状況等から危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第43条第4項第1号に定める性能を有することの確認（以下「試験確認」という。）を行う場合の手続き等を定め、もって健全な灯油用ポリエチレンかんの普及に努めるとともに、当該灯油用ポリエチレンかんによる灯油の運搬時等における安全の確保に寄与することを目的とする。

第2条 用語の定義

この規程で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

1 灯油用ポリエチレンかん

灯油用ポリエチレンかんとは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）別表第3の2に掲げる運搬容器のうち、専ら灯油の収納、運搬の用に供するプラスチック容器（プラスチックドラムを除く。）をいう。

2 設計仕様

設計仕様とは、灯油用ポリエチレンかんの構造、形状、寸法、呼び容量、実容量（静置した灯油用ポリエチレンかんに常温の水を口部ねじつけ根（両口形の場合は、下側の口部ねじつけ根とする。）まで入れた量）、内容積（最大容量）、口部内径、肉厚、質量、材料及び色をいう。

3 型式

型式とは、製造工場及び設計仕様によって分類される型をいう。

ただし、協会の理事長（以下「理事長」という。）は、設計仕様の相違が軽微である等、客観的、かつ、合理的な判断において、性能試験等の結果に影響しないと認めた場合は、当該灯油用ポリエチレンかんの型式を同一と見なすことができるものとする。

4 試験確認基準

試験確認基準とは、協会が別に定める「灯油用ポリエチレンかんの試験確認基準」（平成4年6月1日）をいう。

5 性能試験

性能試験とは、試験確認基準第5に定める落下試験、気密試験、内圧（水圧）試験、積み重ね試験、つり下げ試験、耐候性試験、遮光性試験、倒れ試験、容量検査、質量検査、材料検査、ガスケットの厚さ検査、漏れ試験、肉厚検査、構造、口部内径、寸法及び表記をいう。

6 関係ある場所

関係ある場所とは、試験確認を受けようとする者又は試験確認を受けた者の事務所の他、灯油用ポリエチレンかんを製造し、取り扱い又は保管する場所をいう。

7 確認工場

確認工場とは、理事長が、品質管理体制及び性能試験結果等から判断し、理事長が指定した期間において試験確認基準に適合する灯油用ポリエチレンかんを製造することができることを認めた製造工場をいう。

8 買上調査

買上調査とは、市中に流通している灯油用ポリエチレンかんの健全性を確認するため、理事長が自ら、試験確認を受けた者が製造した灯油用ポリエチレンかんを買い上げ、性能試験を実施する調査をいう。

9 立入調査

立入調査とは、真正、かつ、公正な灯油用ポリエチレンかんの試験確認に係る業務の遂行上必要があると認めた場合に、試験確認を受けた者に対して理事長が自ら実施することができる調査をいう。

10 臨時調査

臨時調査とは、立入調査等において試験確認基準に不適合であると認められた場合に、試験確認を受けた者が改めて灯油用ポリエチレンかんを販売する前に、試験確認を受けた者からの申請により、理事長が実施することができる調査をいう。

11 取消

取消とは、理事長が指定する時期以降について、試験確認を受けた者が有する試験確認の効力を無効にすることをいう。

第3条 試験確認の方法

試験確認の方法は、確認工場として指定する方式（以下「確認工場方式」という。）により行うものとする。

第4条 試験確認業務に関する手続き等

試験確認業務に関する手続き等は、次により行うものとし、申請等に係る書類は2部提出するものとする。

1 試験確認の申請等

確認工場方式により試験確認を受けようとする者は、製造工場ごとに様式第1に定める申請書に別表第1に掲げる書類を添付して理事長に申請するものとする。

2 現地調査、確認工場の指定等

- (1) 理事長は、申請に係る書類を審査し、灯油用ポリエチレンかんの設計仕様、製造工程、試験設備、品質管理方法及び試験実施要領等が適正であると認めた場合は、協会の職員を関係ある場所に派遣するものとする。
- (2) 協会の職員は、関係ある場所において、製造工程、製造設備、別表第2に掲げる書類及び品質管理状況等について現地調査を行うとともに、灯油用ポリエチレンかん（型式が複数ある場合は型式ごと）の供試品を指定し、当該供試品について申請者が実施する性能試験に立ち会うものとする。
- (3) 理事長は、現地調査及び性能試験結果から、試験確認基準に適合する灯油用ポリエチレンかんを製造することができることを認めた場合は、製造工場を、期間を定めて確認工場に指定するとともに灯油用ポリエチレンかんの

型式を指定し、試験確認結果を様式第2に定める通知書により、申請者に通知するものとする。ここにおいて、当該期間（以下「確認工場指定期間」という。）は1年間とする。

- (4) 本項第3号の通知において、不適合又は未実施の旨の記載がある通知を受けた者は、当該不適合又は未実施となった型式の灯油用ポリエチレンかんの試験確認を改めて受けようとする場合、当該不適合又は未実施となった原因を究明し、その結果を理事長に報告しなければならないものとする。
- (5) 本項第3号の通知において試験確認を受けた一部の型式の灯油用ポリエチレンかんが不適合又は未実施の場合に、当該通知を受けた者が、改めて当該不適合又は未実施となった型式の灯油用ポリエチレンかんについて試験確認を受けようとする場合の手続き等は、本条第9項に準じるものとする。

この場合、本項第4号により報告した資料及び試験確認を受けるために改めて実施した性能試験の結果を申請書に添付しなければならないものとする。

3 再申請

本条第2項第4号の通知において試験確認を受けた全部の型式の灯油用ポリエチレンかんが不適合又は未実施の場合に、当該通知を受けた者は、不適合又は未実施となった全部の型式の灯油用ポリエチレンかんについて、当該通知書の交付日から3か月以内に1回に限り、再申請することができるものとする。

なお、当該再申請により試験確認を受けようとする場合の手続き等は、本条第1項及び第2項に準じるものとする。

この場合、本条第2項第4号により報告した資料及び試験確認を受けるために改めて実施した性能試験の結果を申請書に添付しなければならないものとする。

4 表示

本条第2項第3号による通知を受けた者は、第11条に基づき、製造する灯油用ポリエチレンかんに表示を付することができるものとする。

5 試験確認済証の交付申請等

- (1) 確認工場方式により試験確認を受けた者は、灯油用ポリエチレンかんに第11条に定める表示を付そうとする場合、あらかじめ様式第3に定める申請書により理事長に交付申請しなければならないものとする。
- (2) 理事長は、申請内容を審査し、当該申請内容が第11条に定める事項に適合し、かつ、表示の管理が適切に行われると認めた場合は、様式第17に定める試験確認済証を交付するものとする。
- (3) 本項第2号により試験確認済証の交付を受けた者は、同一条件（製造途中に製造設備の設定条件を変更していない等）で生産された型式番号の指定を受けた灯油用ポリエチレンかんについて、自ら規定した缶数を一の単位とし、当該単位ごとに、表示を付した灯油用ポリエチレンかんの製造数、製造年月日及び販売先ごとの販売数等が明確に分かる資料を作成し、これを厳正に管理し、理事長の要求に応じてこれを提示しなければならないものとする。

6 自主定期検査

(1) 灯油用ポリエチレンかんが性能試験の合格基準に適合していることを確認するため、確認工場方式により試験確認を受けた者は、本条第5項第3号で自ら規定した単位ごとに、試験確認基準第4に準じて性能試験（以下「自主定期検査」という。）を行い、その結果を6か月ごとに、理事長に報告しなければならないものとする。

なお、当該6か月間に当該灯油用ポリエチレンかんの製造実績がない場合は、この限りではない。

(2) 理事長は、本項第1号の報告を受けた結果、安全性能基準に適合しないと判断した場合は、その原因を究明させるとともに、必要な措置を行わせるものとする。

(3) 理事長は、自主定期検査の結果について、必要と認めた場合には、第7条に規定する立入調査等を実施することができるものとする。

7 定期調査

(1) 確認工場方式により試験確認を受けた者は、確認工場指定期間を経過して引き続き確認工場としての指定を受けようとする場合、当該期間中に、理事長が実施する調査（以下「定期調査」という。）を受けなければならないものとする。

(2) 定期調査を受けようとする者は、様式第4に定める申請書に別表第1に掲げる書類を添付して理事長に申請するものとする。

ただし、確認工場指定期間中に表示を付した灯油用ポリエチレンかん（型式が複数ある場合は型式ごと）の販売実績がない場合は、当該期間の終了日の翌日から1年間に限り定期調査を延期することができるものとするが、当該延期期間中に当該灯油用ポリエチレンかんの製造を開始するときは、表示を付して販売する前に当該灯油用ポリエチレンかんについて定期調査を受けなければならないものとする。

なお、定期調査の延期を受けようとする者は、様式第5に定める届出書により、確認工場指定期間中に理事長に届け出なければならないものとする。

(3) 理事長は、本項第2号の申請に係る書類を審査し、適正であると認めた場合は、協会の職員を関係ある場所に派遣するものとする。

協会の職員は、関係ある場所において、当該灯油用ポリエチレンかんの製造工程、製造設備、品質管理状況、自主定期検査結果、別表第2に掲げる書類及び確認工場指定期間中の灯油用ポリエチレンかんの製造数等の現地調査を行うとともに、灯油用ポリエチレンかん（型式が複数ある場合は型式ごと）の供試品を指定し、当該供試品について申請者が実施する性能試験に立ち会うものとする。

(4) 理事長は、定期調査の結果を様式第6に定める通知書により、申請者に通知するものとする。

なお、理事長は、定期調査の結果から、引き続き試験確認基準に適合する灯油用ポリエチレンかんを継続的に製造することができるかと認めた場合は、型式を指定し新たな確認工場指定期間を定めるものとする。ここにおいて、新たに定める確認工場指定期間は1年間とする。

(5) 本項第4号の通知に不適合又は未実施の旨の記載がある場合、当該通知を受けた者は、その原因を究明し、その結果を理事長に報告しなければな

らないものとする。

また、当該通知を受けた者は、原因の内容に応じて、灯油用ポリエチレンかんの販売状況等を考慮し必要な措置を行い、その内容について理事長に報告しなければならないものとする。

8 再定期調査

(1) 本条第7項第5号の通知を受けた者は、不適合又は未実施となった型式の灯油用ポリエチレンかんについて、定期調査を実施すべき確認工場指定期間の終了日の翌日から3か月以内に1回に限り、改めて当該不適合又は未実施となった型式の灯油用ポリエチレンかんに係る理事長が実施する調査（以下「再定期調査」という。）を受けることができるものとする。

(2) 再定期調査を受けようとする者は、様式第4に定める申請書に別表第1に掲げる書類を添付して、理事長に申請するものとする。

この場合、本条第7項第5号により報告した資料及び再定期調査を受けるために実施した性能試験の結果を申請書に添付しなければならないものとする。

(3) 再定期調査に係るその他の手続き等は、本条第7項第3号及び第4号に準じるものとする。

9 新型式の追加

(1) 確認工場方式により試験確認を受けた者は、新たに別の型式の灯油用ポリエチレンかんの試験確認を受けようとする場合、様式第7に定める申請書に、別表第1に掲げる書類を添付して、理事長に申請するものとする。

(2) 理事長は、申請書類を審査し、適正であると認めた場合は、協会の職員を関係ある場所に派遣するものとする。

(3) 協会の職員は、当該灯油用ポリエチレンかん（型式が複数ある場合は型式ごと）の供試品を指定し、当該供試品について申請者が実施する性能試験に立ち会うものとする。

(4) 理事長は、試験確認結果を様式第8に定める通知書により、申請者に通知するものとする。

(5) 本項第4号の通知に不適合又は未実施の旨の記載がある場合、当該通知を受けた者は、当該不適合又は未実施となった型式の灯油用ポリエチレンかんの試験確認を改めて受けようとする場合は、当該不適合又は未実施となった原因を究明し、その結果を理事長に報告しなければならないものとする。

(6) 本項第5号により試験確認を受けようとする場合の手続き等は、本項第1号ら第4号に準じるものとする。

この場合、本項第5号により報告した資料及び改めて試験確認を受けるために実施した性能試験の結果を申請書に添付しなければならないものとする。

10 製造設備等の変更

(1) 確認工場方式により試験確認を受けた者は、確認工場の製造工程、加工機械等の製造設備又は製造工程内検査に使用する検査設備等を変更しようとする場合、事前に、様式第9に定める申請書に、別表1に掲げる書類を添付して、理事長に申請するものとする。

- (2) 理事長は、申請書類を審査し、適正であると認めた場合は、製造設備等の変更が完了したとき、当該変更に係る調査（以下「変更調査」という。）を実施するため、関係ある場所に協会の職員を派遣するものとする。
- (3) 協会の職員は関係ある場所において、変更後の製造工程、製造設備又は検査設備等について調査を行うとともに、製造設備等が変更された灯油用ポリエチレンかん（型式が複数ある場合は型式ごと）の供試品を指定し、当該供試品について申請者が実施する性能試験に立ち会うものとする。
- (4) 理事長は、変更調査に係る試験確認結果を様式第10に定める通知書により、申請者に通知するものとする。
- (5) 本項第4号の通知に不適合又は未実施の旨の記載がある場合、当該通知を受けた者で、当該不適合又は未実施となった型式の灯油用ポリエチレンかんの試験確認を改めて受けようとする場合は、当該不適合又は未実施となった原因を究明するとともに、必要な措置を行わなければならないものとし、その結果を理事長に報告しなければならないものとする。
- (6) 本項第4号の通知を受けた者は、不適合又は未実施となった型式の灯油用ポリエチレンかんについて、当該通知書の交付日から3か月以内に1回に限り、再申請することができるものとする。
なお、当該再申請により試験確認を受けようとする場合の手続き等は、本項第1号から第4号に準じるものとする。
この場合、本項第5号により報告した資料及び改めて変更調査を受けるために実施した性能試験の結果を申請書に添付しなければならないものとする。

第5条 買上調査

- 1 買上調査は、必要に応じて実施するものとし、その対象は、第11条に定める表示が付されたものとする。
- 2 理事長は、買上調査の結果を、様式第11に定める通知書により試験確認を受けた者に通知するものとする。
- 3 理事長は、買上調査の結果、必要と認めた場合には、第7条に規定する立入調査等を実施するものとする。

第6条 灯油用ポリエチレンかんからの灯油の漏えいに係る事故等の報告

試験確認を受けた者は、試験確認を受けた灯油用ポリエチレンかんからの灯油の漏えいに係る事故等の不具合事象を知り得た場合は、直ちに理事長に報告しなければならないものとする。また、不具合の原因の内容に応じて、灯油用ポリエチレンかんの販売状況等を考慮し必要な措置を行い、その内容について理事長に報告しなければならないものとする。

第7条 立入調査等

- 1 理事長は、真正、かつ、公正な試験確認業務の遂行上必要があると認めた場合は、試験確認を受けた者に対して、関係資料の提出若しくは書面による報告を求め、又は協会の職員に、関係ある場所に立ち入らせ、品質管理方法又は購買管理方法、性能試験結果、表示の実施状況等を調査及び質問させるとともに製造中又は在庫の灯油用ポリエチレンかんから供試品を指定し、当該供試品について性能試験を行わせることができるものとする。試験確認を受けた者は、正当な理由のない場合を除き、立入調査に応じなければならないものとする。
また、立入調査において、資料の提出又は書面による報告を求められた場

合は、理事長が指定する期限内にこれに応じなければならないものとする。

- 2 理事長は、関係ある場所への立入調査に際し、緊急を要する場合を除き、あらかじめ様式第12に定める通知書により試験確認を受けた者に通知するものとする。
- 3 理事長は、立入調査結果を様式第13に定める通知書により通知するものとする。立入調査の結果を受けた者は、その内容に応じて、灯油用ポリエチレンかんの販売状況等を考慮し必要な措置を行い、その内容について理事長に報告しなければならないものとする。

第8条 臨時調査

- 1 立入調査結果において試験確認基準に不適合の旨の通知を受けた者は、表示を付した灯油用ポリエチレンかんの製造を再開したい場合、あらかじめ、臨時調査を受けなければならないものとする。
- 2 臨時調査を受けようとする者は、様式第14に定める申請書に対象とする灯油用ポリエチレンかんに関する事項の書類、不適合の原因及び改善措置について説明した資料、第7条第3項により報告した資料及び臨時調査を受けるために実施した性能試験の結果を添付のうえ理事長に申請するものとする。
- 3 理事長は、本条第2項の申請に係る書類を審査し、適正であると認めた場合は、協会の職員を関係ある場所に派遣するものとする。
協会の職員は、関係ある場所における品質管理方法又は購買管理方法、性能試験結果及び表示の実施状況等について現地調査を行うとともに、灯油用ポリエチレンかんの供試品を指定し、当該供試品について申請者が実施する性能試験に立ち会うものとする。
- 4 理事長は、本条第3項の臨時調査に係る試験確認結果を様式第15に定める通知書により、申請者に通知するものとする。
- 5 本条第4項の通知に不適合又は未実施の旨の記載がある場合、当該通知を受けた者は、当該不適合又は未実施となった型式の灯油用ポリエチレンかんの試験確認を改めて受けようとする場合、当該不適合又は未実施となった原因を究明し、その結果を理事長に報告しなければならないものとする。

第9条 試験確認を受けた者の住所等の変更

試験確認を受けた者は、本条各項のいずれかを変更した場合、変更内容が記載された書類を添付のうえ速やかに様式第16に定める届出書により理事長に届け出るものとする。

- 1 住所又は法人の住所
- 2 氏名又は法人の名称
- 3 法人の代表者の氏名又は職位
- 4 確認工場の名称
- 5 その他理事長が必要と認めた事項

第10条 手数料

- 1 手数料

灯油用ポリエチレンかんの試験確認に係る手数料の額は、本項各号に掲げる業務の内容に応じ、それぞれ当該各号に規定する額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とするものとする。ただし、試験確認のため、協会の職員が関係ある場所に出向する場合は、この額に本条第2項に規定する旅費等の額を加算するものとする。

- (1) 第4条第2項に規定する試験確認
一型式につき 450,000円
- (2) 第4条第3項に規定する再申請、同条第7項に規定する定期調査及び
同条第8項に規定する再定期調査
一型式につき 270,000円
- (3) 第4条第9項に規定する新型式の追加
一型式につき 450,000円
- (4) 第4条第10項に規定する製造設備等の変更
一型式につき 90,000円
(第4条第7項に規定する定期調査に係る試験確認と同時に行う場合、定期調査に係る試験確認と同時に行い不適合又は未実施となった場合で第4条第8項に規定する再定期調査に係る試験確認と同時に行う場合、又は再定期調査を受けようとする目的で製造設備等を変更し、再定期調査に係る試験確認と同時に行う場合にあっては、当該手数料全額を免除するものとする。)
- (5) 第4条第5項に定める試験確認済証の交付
一枚につき 10円
- (6) 第8条に規定する臨時調査
一型式につき 270,000円

2 旅費等の額

旅費等の額は、本項各号に規定する額とするものとする。なお、甲地方又は乙地方の規定は協会の旅費規程によるものとする。

- (1) 国内で行う試験確認に係る旅費は、次に規定する額とするものとする。

ア 日当

1日につき 2,200円

イ 宿泊費

甲地方 1日につき 10,900円

乙地方 1日につき 9,800円

ウ 交通費

実費（協会の旅費規程によるものとする。）

- (2) 外国で行う試験確認に係る旅費は、理事長が別に定めるものとする。
- (3) 試験確認に必要と認められる旅費以外の経費に相当する額は、理事長が別に定めるものとする。

3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定めるものとする。

4 協会が手数料の対象となる業務の申請を受け付けた後においては、既に納付された当該手数料について、返還しないものとする。

第11条 表示方法等

表示は、確認工場指定期間中に確認工場において製造する灯油用ポリエチレンかんに付することができるものとする。

ただし、第4条第4項の規定による他、第4条第7項から第10項、第7条又は第8条の規定により実施した試験確認において、試験確認基準に適合した型式の灯油用ポリエチレンかんに限るものとする。

1 表示方法

表示方法は、協会が交付する様式第17に定める試験確認済証を容易には

がれないように行うものとする。

2 表示位置

表示の位置は、灯油用ポリエチレンかんの見やすい位置とする。

第12条 表示の管理

試験確認を受けた者は、第4条第5項3号の規定による他、表示を他人に譲渡し、又は貸与してはならないものとする。

なお、表示を他人に占有されたとき（盗難等を含む。）は、直ちに理事長に申し出なければならないものとする。

第13条 情報収集

理事長は、灯油用ポリエチレンかんの製造実態を把握するため、試験確認を受けた者の協力のもと、関係ある場所を訪問し、製造実態等について情報収集することができるものとする。

第14条 取消

1 理事長は、試験確認を受けた者、並びにその関係者が本項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、試験確認の結果を取り消すことができるものとする。試験確認の結果を取り消す場合において、理事長は、試験確認を受けた者に書面によりその理由を付して通知するものとする。

- (1) 不正又は不当な手段を用いて試験確認を受けたことが判明した場合
- (2) 真正、かつ、公正な試験確認業務の遂行を阻害した場合
- (3) 協会の信用を失墜させ、又はそのおそれがある場合
- (4) 第6条に規定する必要な措置を行わなかった場合又は措置の結果を理事長に報告しなかった場合
- (5) 正当な理由がない場合において、第7条に規定する立入調査等の遂行を阻害した場合
- (6) 灯油用ポリエチレンかんの試験確認に係る業務規程に違背した場合
- (7) 第三者に試験確認の表示を占有させた場合
- (8) 確認工場の指定を受けた者が、第15条各項のいずれかに該当することが判明した場合

2 理事長は、試験確認の結果の取消を通知する前に、原則として、試験確認を受けた者に弁明の機会を与えるものとする。

3 理事長から取消の旨の通知を受けた者は、理事長が指定する時期以降、該当する灯油用ポリエチレンかんに第11条に定める表示を付してはならないものとする。

また、理事長から取消の旨の通知を受けた者は、該当する灯油用ポリエチレンかんが市中に流通している場合、当該灯油用ポリエチレンかんの表示を速やかに回収し、適正に処分しなければならないものとする。

4 取消の公表

理事長は、取消を行った場合は、試験確認を受けた者に係る本項各号に定める事項について公表することができるものとする。

- (1) 住所又は法人の住所
- (2) 氏名又は法人の名称
- (3) 法人の代表者の氏名又は職位
- (4) 確認工場の名称
- (5) 取消を行った試験確認結果

- (6) 取消の理由及び回収等の措置内容
- (7) その他理事長が必要と認めた事項

第15条 申請の不受理

理事長は、申請者等が、本条各項のいずれかに該当すると認めた場合は、申請を受理しないことができるものとする。

- 1 申請者が、成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者である場合
- 2 申請者が、第14条に規定する取消を受け、3年を経過していない場合
- 3 第14条に規定する取消を受け、3年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合
- 4 申請者又はその役員が、刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合
- 5 その他試験確認を行うことが不相当である場合

第16条 その他

この規程を適用するにあたり必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成4年6月1日から施行する。

附 則（平成7年12月20日危保規程第6号）

- 1 この規程は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成9年3月4日危保規程第2号）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年7月13日危保規程第16号）

- 1 この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成11年10月19日危保規程第13号）

- 1 この規程は、平成11年10月19日から施行する。

附 則（平成20年6月18日危保規程第6号）

- 1 この規程は、平成20年6月18日から施行する。

附 則（平成28年6月17日危保規程第9号）

第1条 この規程は、平成28年6月20日から施行する。

第2条 平成27年1月1日から平成27年12月31日の間に、理事長からこの規程による改正前の規程（以下この附則において「旧規程」という。）第3条第7項及び第8項に基づき灯油用ポリエチレンかん年次調査に係る適合通知を受けた者が、平成28年8月31日までに、別記様式第1に定める申請書を理事長に提出し、理事長がこれを承認した場合、平成28年12月31日までの間、規程第4条第2項に基づく適合通知を受けた確認工場及び型式とみなし、この規程を適用する。

第3条 理事長は、前条の申請を承認した場合、別記様式第2に定める通知書により、申請者に通知するものとする。

第4条 平成27年1月1日から平成28年6月19日の間に旧規程に基づき交付された型式試験確認済証については、平成28年12月31日までの間、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条第 1 項、第 7 項から第 1 0 項関係）

提 出 書 類
<p>申請の対象となる灯油用ポリエチレンかんに関する事項</p> <p>① 仕様書・設計図等</p> <p>② 性能試験の試験成績書及び灯油用ポリエチレンかん本体、ガスケット及び口栓等（顔料を含む。）の材料規格一覧表</p>
<p>企業全体に関する事項</p> <p>3 企業の事業概要書</p> <p>4 企業の組織図（各組織の従業員数を含む。）</p>
<p>製造する工場に関する事項</p> <p>5 製造設備等の配置図</p> <p>6 製造工場の組織図及び職種別の従業員数（品質管理責任者の位置づけを明確にする。）</p> <p>7 社内規格一覧表</p> <p>8 製造工程の概要（灯油用ポリエチレンかん、ガスケット及び口栓等に係るもの）</p> <p>9 構成部材ごとの名称、製造業者名および品質確保方法（購買管理、受入検査等）の概要</p> <p>1 0 品質管理の方法（製造工程中における品質管理の概要、品質管理特性概要及び社内試験の実施要領等）の概要</p> <p>1 1 製造設備（主要な付属設備、ジグ及び工具を含む。）及びその管理の概要</p> <p>1 2 検査設備、性能試験設備（検査器具、性能試験器具及び測定器具を含む。）及びその管理の概要</p> <p>1 3 検査実施要領、性能試験実施要領</p> <p>1 4 その他理事長が必要と認めた資料等</p>

注 1 第 4 条第 7 項（定期調査）については、①、②に掲げる書類及び月別、型式が複数ある場合は型式ごとに集計した確認工場指定期間内の製造数に係る書類を添付すること。

注 2 第 4 条第 8 項（再定期調査）については、①に掲げる書類、不適合となった原因と対策を説明した資料及び再定期調査を受けるために実施した性能試験の結果を添付すること。

注 3 第 4 条第 9 項（新型式の追加）については、①及び②に掲げる書類を添付すること。

なお、新型式の追加で不適合となった場合の再申請を行うときは、①に掲げる書類、不適合となった原因と対策を説明した資料及び改めて試験確認を受けるために実施した性能試験の結果を添付すること。

注 4 第 4 条第 1 0 項（製造設備等の変更）については、①、②に掲げる書類及び変更の内容に関する資料を添付すること。

なお、製造設備等の変更で不適合となった場合の再申請を行うときは、①に掲げる書類、不適合となった原因と対策を説明した資料及び改めて試験確認を受けるために実施した性能試験の結果を添付すること。

注5 企業全体に関する事項及び製造する工場に関する事項に変更がある場合は、当該変更に係る書類を併せて添付すること。

別表第2（第4条第2項及び第7項関係）

確 認 書 類	
1	社内規程一覧
2	材料等の規格一覧表
3	製品規格
4	品質管理に関する規程
5	購買管理に関する規程
6	受入検査に関する規程
7	製造技術・作業に関する図書
8	製造工程に関する図書
9	製造設備の管理に関する規程
10	検査設備・性能試験設備の管理に関する規程
11	検査設備・性能試験設備の精度証明に関する図書
12	苦情処理に関する規程
13	表示の実施状況に関する図書（定期調査に限り調査する）
14	その他理事長が必要と認めた資料等

別記様式第1（附則第2条関係）

確認工場方式による試験確認継続申請書

年 月 日						
危険物保安技術協会 理 事 長 殿						
申請者 住 所 名 称 役職、氏名						
印						
確認工場方式により、灯油用ポリエチレンかんの試験確認を継続して受 けたいので、次のとおり申請します。						
確認工場の指定を受け ようとする製造工場		名 称				
		住 所				
申 請 容 器	申請 番号	呼 び 容 量 (ℓ)	構 造 等 の 明 細	試 験 区 分	試 験 比 重	最終の型式試 験確認結果通 知書の交付日
			(別記 のとおり)			平成27年 月 日
担 当 者 氏 名		連絡用電話				
* 受 付		* 備 考				

- 備考1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2. 申請書は、2部提出するものとする。
 3. *印欄は、記入しないこと。
 4. 構造等明細表を添付すること。

別記番号	
------	--

構 造 等 明 細 表

製 造 者	名 称	
	住 所	
形 状		
呼び容量(ℓ) 最大容量(ℓ) 及び実容量(ℓ)		
寸 法 (mm) 及び質量 (g)		
口 部 内 径 (mm)		
材 料		
肉 厚 (mm)		
か ん の 色		
そ の 他		

- (注) 1 設計図及び仕様書を添付すること。
2 寸法、質量及び肉厚は、許容差を併記すること。

別記様式第2（附則第3条関係）

確認工場方式による試験確認継続承認通知書

危 業 第 号
年 月 日

殿

危険物保安技術協会
理事長

年 月 日付けで申請のあった確認工場方式による灯油用ポリエチレンかんの試験確認の継続については、次のとおり承認します。

確認工場	名称					
	住所					
確認工場番号						
確認工場指定期間		年 月 日から 平成28年12月31日まで				
型式指定容器	申請番号	型式番号	呼び容量 (ℓ)	構造等の明細	試験区分	試験比重
				(別記 のとおり)		
特記事項		定期調査期限：平成28年12月31日				

様式第1（第4条第1項関係）

確認工場方式による試験確認申請書

年 月 日		危険物保安技術協会 理 事 長 殿		申請者 住 所 名 称 役職、氏名		印
確認工場方式により、灯油用ポリエチレンかんの試験確認を受けたいので、次のとおり申請します。						
確認工場の指定を受けようとする製造工場		名 称				
		住 所				
申 請 容 器	申請 番号	呼 び 容 量 (ℓ)	構 造 等 の 明 細	試 験 区 分	試 験 比 重	製 造 予 定 数 (個)
			(別記 のとおり)			
試 験 希 望 時 期						
担 当 者 氏 名			連 絡 用 電 話			
* 受 付			* 備 考			

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2. 申請書は、2部提出するものとする。
 3. *印欄は、記入しないこと。
 4. 構造等明細表を添付すること。

別記番号	
------	--

構 造 等 明 細 表

製 造 者	名 称	
	住 所	
形 状		
呼び容量(ℓ) 最大容量(ℓ) 及び実容量(ℓ)		
寸 法(mm) 及び質量(g)		
口部内径(mm)		
材 料		
肉 厚(mm)		
かんの色		
そ の 他		

- (注) 1 設計図及び仕様書を添付すること。
2 寸法、質量及び肉厚は、許容差を併記すること。

様式第2（第4条第2項関係）

確認工場方式による試験確認結果通知書

危 業 第 号
年 月 日

殿

危険物保安技術協会
理事長

年 月 日付けで申請のあった確認工場方式による灯油用ポリエチレンかんの試験確認の結果を、次のとおり通知します。

確認工場	名称						
	住所						
確認工場番号							
確認工場指定期間		年 月 日から 年 月 日まで					
型式指定容器	申請番号	型式番号	呼 び 容 量 (ℓ)	構 造 等 の 明 細	試 験 区 分	試 験 比 重	判 定
				(別記 のとおり)			
特記事項							
性能試験の項目及び結果				別紙のとおり			

別紙

性能試験の項目及び結果

製造業者名称			現地調査年月日	年	月	日	
試験項目	型式番号						
落下試験 ※	試験比重						
	落下高さ (m)						
	収納物質の名称						
	結果	第一回	落下直後				
			内外圧平衡後				
		第二回	落下直後				
		内外圧平衡後					
気密試験	試験圧力 (kPa)						
	結果						
内圧(水圧)試験	試験圧力 (kPa)						
	結果						
積み重ね試験	試験荷重 (N)						
	結果						
つり下げ試験	結果						
耐候性試験	結果						
遮光性試験	結果						
倒れ試験	結果						
容量検査	結果						
質量検査	結果						
材料検査	結果						
ガスケットの厚さ検査	結果						
漏れ試験	結果						
肉厚検査	結果						
構造	結果						
口部内径	結果						
寸法	結果						
表記	結果						
その他必要な事項	※ 落下姿勢 第1回落下： 第2回落下：						

備考：適合の場合は○印、不適合の場合は×印を付すとともに、必要な数値等を記入する。

様式第3（第4条第5項関係）

試験確認済証交付申請書

年 月 日					
危険物保安技術協会 理 事 長 殿					
申請者 住 所 名 称 役職、氏名					
印					
確認工場方式により試験確認を受けた灯油用ポリエチレンかんについて、 試験確認済証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。					
確認工場	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">名称</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">住所</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	名称		住所	
名称					
住所					
確認工場番号					
確認工場指定期間	年 月 日から 年 月 日まで				
申請枚数	枚				
担当者氏名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">連絡用電話</td> <td style="width: 30%; height: 20px;"></td> </tr> </table>		連絡用電話		
	連絡用電話				
* 受付	* 備考				

- 備考1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2. 申請書は、2部提出するものとする。
 3. *印欄は、記入しないこと。

様式第4（第4条第7項及び第8項関係）

確認工場方式に係る[再]定期調査申請書

年 月 日						
危険物保安技術協会 理 事 長 殿						
申請者 住 所 名 称 役職、氏名						
印						
確認工場方式により試験確認を受けた灯油用ポリエチレンかんについて、 [再]定期調査を受けたいので、次のとおり申請します。						
確認工場		名 称				
		住 所				
確認工場番号						
確認工場指定期間			年 月 日	から	年 月 日	
申 請 容 器	型式 番号	呼 び 容 量 (ℓ)	構 造 等 の 明 細	試 験 区 分	試 験 比 重	製 造 数 (個)
			(別記 のとおり)			
試 験 希 望 時 期						
担 当 者 氏 名			連 絡 用 電 話			
* 受 付		* 備 考				

- 備考1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2. 申請書は、2部提出するものとする。
 3. *印欄は、記入しないこと。
 4. 構造等明細表を添付すること。

別記番号	
------	--

構 造 等 明 細 表

製 造 者	名 称	
	住 所	
形 状		
呼び容量(ℓ) 最大容量(ℓ) 及び実容量(ℓ)		
寸 法 (mm) 及び質量 (g)		
口 部 内 径 (mm)		
材 料		
肉 厚 (mm)		
かんの色		
そ の 他		

- (注) 1 設計図及び仕様書を添付すること。
2 寸法、質量及び肉厚は、許容差を併記すること。

様式第5（第4条第7項関係）

確認工場方式に係る定期調査延期願い届出書

年 月 日					
危険物保安技術協会 理事長 殿					
届出者 住所 名称 職、氏名					
印					
確認工場方式により試験確認を受けた灯油用ポリエチレンかんについて、 製造実績がないことから定期調査の延期願いを届け出ます。 なお、製造を再開する際は、事前に定期調査の申請を行います。					
確認工場	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住所</td> <td></td> </tr> </table>	名称		住所	
名称					
住所					
確認工場番号					
確認工場指定期間	年 月 日 から 年 月 日				
延期を願い出る容器の 型式番号					
延期を願い出る容器の 最終製造年月日					
そ の 他					
担当者氏名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">連絡用電話</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table>		連絡用電話		
	連絡用電話				
* 受付	* 備 考				

備考1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. 申請書は、2部提出するものとする。

3. *印欄は、記入しないこと。

様式第6（第4条第7項及び第8項関係）

確認工場方式に係る[再]定期調査結果通知書

危 業 第 号
年 月 日

殿

危険物保安技術協会
理事長

年 月 日付けで申請のあった、確認工場方式により試験確認を受けた灯油用ポリエチレンかんの[再]定期調査の結果を、次のとおり通知します。

確認工場	名称					
	住所					
確認工場番号						
確認工場指定期間			年 月 日から		年 月 日まで	
型式 指 定 容 器	型式 番号	呼 び 容 量 (ℓ)	構 造 等 の 明 細	試 験 区 分	試 験 比 重	判 定
			(別記 のとおり)			
特記事項						
性能試験の項目及び結果			別紙のとおり			

別紙

性能試験の項目及び結果

製造業者名称			現地調査年月日	年	月	日	
試験項目	型式番号						
落下試験 ※	試験比重						
	落下高さ (m)						
	収納物質の名称						
	結 果	第一回	落下直後				
			内外圧平衡後				
		第二回	落下直後				
		内外圧平衡後					
気密試験	試験圧力 (kPa)						
	結 果						
内圧(水圧)試験	試験圧力 (kPa)						
	結 果						
積み重ね試験	試験荷重 (N)						
	結 果						
つり下げ試験	結 果						
耐候性試験	結 果						
遮光性試験	結 果						
倒れ試験	結 果						
容量検査	結 果						
質量検査	結 果						
材料検査	結 果						
ガスケットの厚さ検査	結 果						
漏れ試験	結 果						
肉厚検査	結 果						
構造	結 果						
口部内径	結 果						
寸法	結 果						
表記	結 果						
その他必要な事項	※ 落下姿勢 第1回落下： 第2回落下：						

備考：適合の場合は○印、不適合の場合は×印を付すとともに、必要な数値等を記入する。

様式第7（第4条第9項関係）

新形式追加に係る試験確認申請書

年 月 日						
危険物保安技術協会 理 事 長 殿						
申請者 住 所 名 称 役職、氏名						
印						
確認工場方式による灯油用ポリエチレンかんの新形式の追加に係る試験確認を受けたいので、次のとおり申請します。						
確認工場		名 称				
確認工場		住 所	確認工場番号			
確認工場 指定期間		年 月 日 から 年 月 日				
申 請 容 器	申請 番号	呼 び 容 量 (ℓ)	構 造 等 の 明 細	試 験 区 分	試 験 比 重	製 造 予 定 数 (個)
			(別記 のとおり)			
試験希望時期			年 月 日 頃			
担 当 者 氏 名			連絡用電話			
* 受 付			* 備 考			

- 備考1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2. 申請書は、2部提出するものとする。
 3. *印欄は、記入しないこと。
 4. 構造等明細表を添付すること。

別記番号	
------	--

構 造 等 明 細 表

製 造 者	名 称	
	住 所	
形 状		
呼び容量(ℓ) 最大容量(ℓ) 及び実容量(ℓ)		
寸 法 (mm) 及び質量 (g)		
口 部 内 径 (mm)		
材 料		
肉 厚 (mm)		
かんの色		
そ の 他		

- (注) 1 設計図及び仕様書を添付すること。
2 寸法、質量及び肉厚は、許容差を併記すること。

様式第8（第4条第9項関係）

新型式追加に係る試験確認結果通知書

危 業 第 号
年 月 日

殿

危険物保安技術協会
理事長

年 月 日付けで申請のあった確認工場方式による灯油用ポリエチレン罐の新型式の追加に係る試験確認の結果を、次のとおり通知します。

確認工場	名称						
	住所						
確認工場番号							
確認工場指定期間			年 月 日から		年 月 日まで		
型式 指 定 容 器	申請 番号	型式 番号	呼 び 容 量 (ℓ)	構 造 等 の 明 細	試 験 区 分	試 験 比 重	判 定
				(別記 のとおり)			
特記事項							
性能試験の項目及び結果					別紙のとおり		

別紙

性能試験の項目及び結果

製造業者名称			現地調査年月日	年	月	日	
試験項目	型式番号						
落下試験 ※	試験比重						
	落下高さ (m)						
	収納物質の名称						
	結果	第一回	落下直後				
			内外圧平衡後				
		第二回	落下直後				
		内外圧平衡後					
気密試験	試験圧力 (kPa)						
	結果						
内圧(水圧)試験	試験圧力 (kPa)						
	結果						
積み重ね試験	試験荷重 (N)						
	結果						
つり下げ試験	結果						
耐候性試験	結果						
遮光性試験	結果						
倒れ試験	結果						
容量検査	結果						
質量検査	結果						
材料検査	結果						
ガスケットの厚さ検査	結果						
漏れ試験	結果						
肉厚検査	結果						
構造	結果						
口部内径	結果						
寸法	結果						
表記	結果						
その他必要な事項	※ 落下姿勢 第1回落下： 第2回落下：						

備考：適合の場合は○印、不適合の場合は×印を付すとともに、必要な数値等を記入する。

様式第9（第4条第10項関係）

確認工場の製造設備等変更に係る試験確認申請書

年 月 日					
危険物保安技術協会 理事長 殿					
届出者 住 所 名 称 役職、氏名					
印					
確認工場における、次の製造設備等を変更したいので、変更する製造設備等に係る資料を添えて、試験確認を申請します。					
確認工場	名 称				
	住 所		確認工場番号		
確認工場 指定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
変 更 項 目	1 製造工程 2 製造設備 3 製造方法 4 検査設備 5 検査方法 6 その他 （該当するものに○）				
変 更 の 内 容	旧				
	新				
変更完了予定時期	年 月 日				
変更により、影響を受ける型式	型式番号	呼び容量 (ℓ)	構造等の明細	試験区分	試験比重
			(別記 のとおり)		
担当者氏名				連絡用電話	
* 受付	* 備考				

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2. 申請書は、2部提出するものとする。
 3. *印欄は、記入しないこと。
 4. 構造等明細表、変更に係る設計図、仕様書及び配置図等を添付すること。

別記番号	
------	--

構 造 等 明 細 表

製 造 者	名 称	
	住 所	
形 状		
呼び容量(ℓ) 最大容量(ℓ) 及び実容量(ℓ)		
寸 法 (mm) 及び質量 (g)		
口 部 内 径 (mm)		
材 料		
肉 厚 (mm)		
かんの色		
そ の 他		

- (注) 1 設計図及び仕様書を添付すること。
2 寸法、質量及び肉厚は、許容差を併記すること。

様式第10（第4条第10項関係）

確認工場の製造設備等変更に係る試験確認結果通知書

危 業 第 号 年 月 日						
殿						
危険物保安技術協会 理事長						
年 月 日付で申請のあった製造設備等の変更に係る試験 確認の結果を、次のとおり通知します。						
確認工場	名称					
	住所					
確認工場番号						
確認工場指定期間		年 月 日 から 年 月 日 まで				
変更調査項目						
型式 指 定 容 器	型式 番号	呼 び 容 量 (ℓ)	構 造 等 の 明 細	試 験 区 分	試 験 比 重	判 定
			(別記 のとおり)			
特記事項						
性能試験の項目及び結果				別紙のとおり		

別紙

性能試験の項目及び結果

製造業者名称		型式番号		現地調査年月日		年 月 日		
試験項目								
落下試験※	試験比重							
	落下高さ (m)							
	収納物質の名称							
	結果	第一回	落下直後					
			内外圧平衡後					
		第二回	落下直後					
		内外圧平衡後						
気密試験	試験圧力(kPa)							
	結果							
内圧(水圧)試験	試験圧力(kPa)							
	結果							
積み重ね試験	試験荷重(N)							
	結果							
つり下げ試験	結果							
耐候性試験	結果							
遮光性試験	結果							
倒れ試験	結果							
容量検査	結果							
質量検査	結果							
材料検査	結果							
ガasketの厚さ検査	結果							
漏れ試験	結果							
肉厚検査	結果							
構造	結果							
口部内径	結果							
寸法	結果							
表記	結果							
その他必要な事項	※ 落下姿勢 第1回落下： 第2回落下：							

備考：適合の場合は○印、不適合の場合は×印を付すとともに、必要な数値等を記入する。

買上調査結果通知書

危 業 第 号 年 月 日	
殿	
危険物保安技術協会 理事長	
灯油用ポリエチレンかんの試験確認に係る業務規程第 5 条に基づき行った買上げ調査の結果を、次のとおり通知します。	
試験確認を 受けた者	名称
	住所
	確認工場番号
	確認工場指定期間
年 月 日 から 年 月 日 まで	
買上げ調査を行った灯油用ポリエチレンかんの型式	
実施した性能試験の項目及び結果	1 実施した性能試験の項目 2 結果
特記事項	

立入調査実施通知書

年 月 日	
殿	
危険物保安技術協会 理事長	
印	
灯油用ポリエチレンかんに係る業務規程第 7 条により立入調査を実施するので通知します。	
立入調査を行う場所	名 称
	住 所
確認工場番号	
確認工場指定期間	
年 月 日 から 年 月 日 まで	
実施日時	
調査する内容	
特記事項	

様式第 13 (第 7 条第 3 項関係)

立入調査実施結果通知書

年 月 日	
殿	
危険物保安技術協会 理事長	
印	
年 月 日付で灯油用ポリエチレンかんに係る業務規程第 7 条により実施した立入調査の結果を通知します。	
立入調査を行った 場所	名 称
	住 所
確認工場番号	
確認工場指定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
立入調査実施日	年 月 日
調査した内容及 び結果	
必要とする措置 内容	
特記事項	

様式第14（第8条第2項関係）

臨時調査申請書

年 月 日					
危険物保安技術協会 理 事 長 殿					
申請者 住 所 名 称 役職、氏名					
印					
灯油用ポリエチレンかんの臨時調査を受けたいので、次のとおり申請します。					
臨時調査を受けようとする場 所	名 称				
	住 所				
	確認工場番号				
確認工場指定期間			年 月 日 から 年 月 日		
申 請 容 器	型 式 番 号	呼 び 容 量 (ℓ)	構造等の明細	試 験 区 分	試 験 比 重
			(別記 のとおり)		
調 査 希 望 時 期					
担 当 者 氏 名		連絡用電話			
* 受 付		* 備 考			

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2. 申請書は、2部提出するものとする。
 3. *印欄は、記入しないこと。
 4. 構造等明細表を添付すること。

別記番号	
------	--

構 造 等 明 細 表

製 造 者	名 称	
	住 所	
形 状		
呼 び 容 量 (ℓ) 最 大 容 量 (ℓ) 及 び 実 容 量 (ℓ)		
寸 法 (mm) 及 び 質 量 (g)		
口 部 内 径 (mm)		
材 料		
肉 厚 (mm)		
か ん の 色		
そ の 他		

- (注) 1 設計図及び仕様書を添付すること。
2 寸法、質量及び肉厚は、許容差を併記すること。

様式第15（第8条第4項関係）

臨時調査結果通知書

危 業 第 号 年 月 日							
殿 危険物保安技術協会 理事長							
年 月 日付で申請のあった灯油用ポリエチレンかんの 臨時調査の結果を、次のとおり通知します。							
臨時調査を 受けた場所		名称					
		住所					
確 認 工 場 番 号							
確 認 工 場 指 定 期 間				年 月 日 から 年 月 日 まで			
型 式 指 定 容 器	申請 番号	型 式 番 号	呼 び 容 量 (ℓ)	構 造 等 の 明 細	試 験 区 分	試 験 比 重	判 定
				(別記 のとおり)			
特 記 事 項							
性能試験の項目、条件及び結果				別紙のとおり			

別紙

性能試験の項目及び結果

製造業者名称			現地調査年月日	年	月	日	
試験項目	型式番号						
落下試験※	試験比重						
	落下高さ (m)						
	収納物質の名称						
	結果	第一回	落下直後				
			内外圧平衡後				
	第二回	落下直後					
		内外圧平衡後					
気密試験	試験圧力(kPa)						
	結果						
内圧(水圧)試験	試験圧力(kPa)						
	結果						
積み重ね試験	試験荷重(N)						
	結果						
つり下げ試験	結果						
耐候性試験	結果						
遮光性試験	結果						
倒れ試験	結果						
容量検査	結果						
質量検査	結果						
材料検査	結果						
ガasketの厚さ検査	結果						
漏れ試験	結果						
肉厚検査	結果						
構造	結果						
口部内径	結果						
寸法	結果						
表記	結果						
その他必要な事項	※ 落下姿勢 第1回落下： 第2回落下：						

備考：適合の場合は○印、不適合の場合は×印を付すとともに、必要な数値等を記入する。

様式第17（第4条第5項、第11条関係）

試験確認済証



備考

- 1 「L-Z」は、次による。
L：収納する危険物の状態が液体であることを示す。
Z：危険等級Ⅲの危険物のみを収納できるものであることを示す。
- 2 「0.8-100」は、次による。
0.8：収納する灯油の比重が0.8であることを示す。
100：試験内圧が100kPaであることを示す。
- 3 試験確認済証は、地を白色とし、枠、「試験確認済証」を赤色とし、他の文字及び危険物保安技術協会記章を黒色とする。